

- 1 住みよいまちを力を合わせつくります
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう

●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20) ●編集 秘書広報課 ●電話 075(931)1111 ●http://www.city.muko.kyoto.jp/

20世紀の

写真が語る、ものが語る、模型が語る、みんなで語る。…乙訓100年の歩み



むこうまち

2001.1.28(日)まで 入場無料

開催中

文化資料館特別展

20世紀から21世紀へ。先のみえない社会のなかで、新しい世紀を迎えようとしている現在の日本。京都近郊の乙訓地域に暮らす私たちにとって、この100年はどのような時代だったのでしょうか。文化資料館では、乙訓の100年間の歩みを写真や映像で振り返る特別展「20世紀のむこうまち」を現在開催しています。一度、ご覧になってください。

■期間・時間 平成13年1月28日(日)まで(月曜日・祝日休館)・午前10時～午後6時(入館は午後5時30分まで)

■展示内容

●「おとくに／むこうまちの100年」乙訓タケノコの100年、暮らしの道具、学校の100年…学校の記念写真やアルバム、神社や寺の祭礼、消防団など各種団体の行事、建物や道路・鉄道の風景など

●「ようこそ!1935年(昭和10)のむこうまちへ」町並み復元のための資料…市民の手作りの町並み模型、16ミリフィルム映像公開…昔の向日町の商店や小学校の運動会、消防出初式等のフィルム

■記念講演会■

「向日町のなりたち・にぎわい・これから」

●平成13年1月20日(土)午後2時～4時

●脇田修氏(大阪大学名誉教授)

昭和初期の向日町を復元

1/250の模型

昭和初期まで乙訓の中心として栄えた「向日町」を250分の1で再現した模型は、小学生から高齢者まで約20人のボランティアが約5か月をかけて製作したものです。向日神社の鳥居を中心に半径約



300mの町並みを、市内のお年寄りなどから聞き取り調査を行い立体模型にしています。

お問い合わせ 文化資料館 ☎931-1182

Recycle 1

「その他プラスチック」の分別収集

生活の向上とともに、ごみの量は年々増加傾向にあります。そのなかでも特にプラスチック類による容器や包装材料の占める割合が大きくなっています。

このようなことから、ごみの減量化や資源化を図るために、平成13年4月から、スーパーのレジ袋やカップ麺・玉子ケースなどの容器、ビニール・プラスチック製の包装用品などを「その他プラスチック」として分別収集を開始します。

■対象物 レジ袋、ポリ袋、ラップ類、プラスチック容器、ボトル類、カップ類、発泡スチロール容器、緩衝材としての発泡スチロールなど

■出し方 中を洗う、乾かす、キャップを外す

詳しくは全戸配付する案内をご覧ください

4月に変更される分別収集などの詳細については、全戸配付する案内でお知らせします。案内は2月～3月に各自治会を通じて配付します。3月中旬にまだ届いていないときは、環境対策課までご連絡ください。

家電リサイクル法

平成13年4月1日から

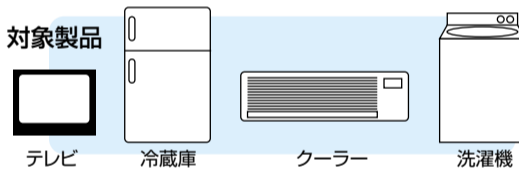
始まります!

プラスチック容器の分別収集

みんなの力で地球環境を守りましょう

Recycle 2

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)



ごみとして収集していたテレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機の家電4品目が、再商品化物として処理されることになり、廃棄物としては処理できなくなります。不用品として排出する場合は、過去に販売した小売業者か、買換え時に同等の製品を販売する小売業者が有料で引き取ることになり、費用は排出者である消費者が負担します。

製造業者・小売業者・消費者の義務

法律の施行に伴い、製造業者、小売業者、消費者にそれぞれの義務が課せられます。

製造業者

自らが製造した製品の引き取りと再商品化の義務があります。

小売業者

買い換えの場合と、過去に販売したものについて、引き取りの義務があります。

排出者(消費者)

小売業者などに廃棄物を引渡す義務と、必要な費用を支払う義務があります。

消費者が負担する費用

品目	リサイクルに要する費用	収集運搬費用
テレビ	2,700円	家電小売業者の店頭で公表
冷蔵庫	4,600円	
クーラー	3,500円	
洗濯機	2,400円	

家電リサイクルの流れ



消費者

- ①小売店への適切な引渡し
- ②収集・運搬料金の負担
- ③リサイクル料金の負担

家電小売業者

- ①過去に販売した物の引取り
- ②買換えの際に引取りを求められた物の引取り

指定引取場所

- ①保管・管理

リサイクル施設

- ①引取りと再商品化

家電リサイクル法を詳しく知りたい

経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp

ホームページにも掲載します

全戸配付する案内を2月下旬頃にホームページにも掲載します。

http://www.city.muko.kyoto.jp/

暮らしと環境 → ごみ → 「家電リサイクル」「その他プラスチック」

お問い合わせ 環境対策課衛生係(内線226、227)